

秋田県立横手高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(2) いじめの定義―「いじめ防止対策推進法第二条」より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(4) 具体的ないじめの態様

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめ問題への指導方針

- ① いじめは絶対に許されないものであるという毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導し、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- ③ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につける望ましい集団づくりと合わせて指導する。

2 いじめ問題への対応

- (1) いじめの未然防止については、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- (2) いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- (3) 家庭と十分な連携を取りながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

3 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめ調査等
 - ① 生徒対象いじめについてのアンケート調査 年3回
 - ② 面接週間における生徒からの聞き取り調査 年2回
- (2) いじめ相談体制
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置
- (3) いじめ防止のための職員の資質向上
 - ① 職員研修
- (4) 未然防止策
 - ① わかる授業の実践
 - ② 様々な場面での生徒観察
 - ・ 生徒理解のための面接の実施
 - ・ 普段の生活状況の確認（欠席が連続した場合の保護者への連絡など）
 - ③ 職員間の情報交換

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 学校、家庭での対策
 - ① 外部講師を招いてのインターネットや携帯電話の情報モラル講習会の実施
 - ② 「情報」の授業における情報モラル教育の充実
 - ③ 情報機器の使用に関する保護者への協力の呼びかけと啓発活動
- (2) 発生時の対応
 - ① 教育委員会・警察・サーバー管理会社等関係機関との連携を密にし、速やかに現況の回復がなされるようにする。
 - ② 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、再発防止に向けて努力する。

5 実施体制

(1) 組織と活動

いじめの防止やいじめの対処に関する措置を組織的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は校長、副校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

「いじめ防止対策委員会」は次の各項について生徒指導部と連携を図りながら、その円滑な実施について統括する。

- ① いじめ防止等に係る教育相談体制の構築、校内研修計画の策定等
- ② いじめ防止及び早期発見を目的とする年間計画の策定、調査の実施と評価
- ③ いじめ事案が発生した場合の対応プログラムの想定
- ④ 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

(2) いじめに対する措置

いじめについての相談がされた場合、あるいはいじめが疑われる場合は、県教育委員会に報告するとともに速やかに事実確認を行う。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒・加害生徒及びその保護者に対して指導助言を適切かつ迅速に行う。また、加害生徒に対しては必要に応じて懲戒による指導及び警察等の関係機関との連携を行う。

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に深刻な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生防止に役立てるための調査を行う。

(1) 重大事態の定義—いじめ防止対策推進法第二十八条

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

(3) 問題解決への対応

- ① 情報収集と事実の整理・記録
- ② 重大事態対応プロジェクトチームの編成
- ③ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ④ P T A及び同窓会等との連携

- ⑤ 関係生徒への指導
- ⑥ 関係保護者への対応
- ⑦ 全校生徒への指導

(4) 説明責任の実行

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ② 全校保護者への対応
- ③ マスコミへの対応

(5) 再発防止への取り組み

- ① 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ② 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ③ 取り組みの見直し、改善策の検討
- ④ 改善策の実施

7 取り組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめ認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値をもとに、取り組みを検証し次年度の年間計画を策定する。

- ・平成26年4月4日 策定
- ・平成28年5月14日 改訂